

平成23年白老町議会議案説明会会議録

平成23年12月 9日（金曜日）

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時15分

○議事日程

1. 白老町議会第1回定例会12月会議議案説明
-

○会議に付した事件

1. 白老町議会第1回定例会12月会議議案説明
-

○出席議員（13名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 氏 家 裕 治 君 | 2番 吉 田 和 子 君 |
| 4番 大 淵 紀 夫 君 | 6番 坂 下 利 明 君 |
| 7番 西 田 祐 子 君 | 8番 広 地 紀 彰 君 |
| 9番 吉 谷 一 孝 君 | 10番 小 西 秀 延 君 |
| 11番 山 田 和 子 君 | 12番 本 間 広 朗 君 |
| 13番 前 田 博 之 君 | 14番 及 川 保 君 |
| 15番 山 本 浩 平 君 | |
-

○欠席議員（2名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 3番 斎 藤 征 信 君 | 5番 松 田 謙 吾 君 |
|--------------|--------------|
-

○説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-----------|-----------|
| 総務財政部長 | 山 口 和 雄 君 |
| 総 務 課 長 | 岡 村 幸 男 君 |
| 財政税務課長 | 大 黒 克 己 君 |
| 企画振興部長 | 高 畠 章 君 |
| 企画政策課長 | 五十嵐 省 蔵 君 |
| アイヌ施策推進室長 | 蝦 名 勝 徳 君 |
| 産業経済課長 | 高 野 末 保 君 |
| 産業経済課参事 | 高 橋 裕 明 君 |
| 生活福祉部長 | 辻 昌 秀 君 |
| 町 民 課 長 | 南 光 男 君 |
| 健康福祉課長 | 西 幹 雄 君 |

都市整備部長	岩城達己君
建設課長	安達義孝君
上下水道課長	須田健一君
教育部長	渡辺裕美君
教育課長	田中春光君
子ども課長	中島圭一君
消防長	前田登志和君
病院事務長	丸山伸也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	千石講平君
参事	熊倉博幸君

◎開会の宣告

○議長（山本浩平君） これより第2回定例会 12月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

○議長（山本浩平君） 定例会 12月会議に町長から提案のあった議案は、先議した議案を除き、各会計補正予算4件、条例の制定・改正3件、指定管理者の指定4件、合わせて11件であります。順次議案の説明をいただきます。

日程第1、議案第13号 白老町体育施設の指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

田中教育課長。

○教育課長（田中春光君） それでは、議案第13号から15号まで一括で別な資料に基づいてご説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。議案書の裏に説明資料として掲載してあるかと思えます。それに基づいて説明させていただきます。

タイトルとしては、社会教育施設の指定管理者の指定についてということになってございますが、まず1点目でございます。今回の公募の施設についてでございますが、これについては大きく分けて白老地区の体育施設、あとは北吉原地区の体育施設、さらにはここから細分化した形の中での白老町民温水プール、この3つの区分の中で当初公募をかけたものでございまして、それぞれについて議案第13号から議案第15号という形の中で、その管理者についての提案をさせていただくものでございます。

そこで2点目、公募の方法についてでございますが、このうち白老町民温水プールを単独で公募した理由でございます。これについては、1点目としてはほかの体育施設と比較して自主事業、いわゆる独自の事業を組み立てやすいということ。そういったことによって多様で効果的な事業の展開が図られる可能性が高いのではないかと、こういうことが1点目です。2点目としては、プール単独での指定管理を行うことによって比較的小規模な団体等でも、いわゆる新規の参入が可能になってくるであろうという考え方でありまして、3点目としては、そういった形の中で複数の団体が競争をし、そういったことによってさらなる相乗効果が生まれ、そういったことでより質の高い事業の展開につながっていくのではないかと考えたことがございます。4点目としては、その結果として町民サービスの向上が大いに期待していただけるのではないかと、こういうような考えでございます。また、最後でございますが、先般の町議会の総務文教常任委員会からの陳情の審査報告書、これの末尾のほうにもございましたが、今後において白老町体育施設の指定管理者の募集要項を検討される場合にあっては本陳情の内容についても再度の検討がなされるよう望むものであると、このような報告がございまして、こうした報告を受けてのものでもございます。

それで3点目、指定の期間についてでございますが、従来は3年間を指定の期間として、こ

のように進めてきたものでございますが、今回からは5年間としてございます。その理由といたしましては、まず1点目、5年間にすることによって指定管理団体による人材の育成、施設管理者としてのノウハウの蓄積、専門性の高まり、こういったことにつながっていくのではないかと、このように考えたことが1点目としてございます。2点目としては、3年から5年にすることによって中期的な視点からの計画性のある事業展開が可能となってくるだろうと、このような考え方がございます。3点目として、その結果としてより効果的な事業の企画立案と経営の安定化についても期待ができるのではないかと、このような考え方から5年間にしたというものでございます。

最後4点目の応募資格についてでございますが、これについては前段で定めた募集の要項において、1つとしては法人、またはその法人格のない団体でも応募は可能としたものでございます。2つとしては、町内に事業所を有すること、または指定管理の開始までに事業所を置くことができることということが2つ目の条件としておりました。3つ目としては、単体ではなくて複数の団体での公募も可能として連合体での応募も可能として募集を募って申請をいただいたものでございます。

この結果、議案としてお示ししてあるとおりなのですが、議案第13号にあるとおり白老町体育施設及び議案第14号の白老町北吉原はまなすスポーツセンター及び北吉原運動広場の指定管理者の応募としては、財団法人白老町体育協会の1団体からの応募がありまして、これを白老町指定管理者候補者選定委員会において審議した結果、現在の指定管理者である白老町体育協会が適切であると認め候補者として選定したものでございます。

また、議案第15号の白老町民温水プールについては3団体からの応募がございまして、これを採点方式による審査を同様の選定委員会の中で行った結果、都市総合開発株式会社、こちらが適切であると認め、その候補者として選定したものでございます。このような形の中で、以上の議案3件についての承認をこれから本会議の中でお願いするものでございます。

この議案13号から15号までの中で、今まで指定管理者の施設として行っていた、ふるさと体験館森野の扱いが外れてございますが、その考え方なのですが、このふるさと体験館森野については、以前、平成16年から指定管理者の制度として導入して生涯学習の活動の場としてスタートしたものでございます。以後、今に至るまで7年間にわたって貸館業務、自主事業などを行ってきたのですが、近年の動きを見ていきますと17年、18年度には利用者数としては2,000人を超えていたのですが、20年以降は1,700人台と横ばいになりました。また、昨年22年度に至っては1,540人程度ということで、これまでの最低の入館者数となっていた状況にございます。料金の収入としては、平均として約40万円程度の料金の収入は毎年あったわけなのですが、これに対しての管理、運営費が毎年600万円程度は費用として用意をしていたという実態にございます。当初からかかる経費を貸館の収入で賄えるものではないということは重々承知していたのですが、いわゆる管理にかかる経費もかさんできてございました。さらに言えば、今後建物もかなり老朽度もひどくなっており、補修費用がこれからはどんどんかさんでいくであろうということが考えられてございます。現時点では、これを今まで同様に運営をして

いくことにも限界があるのかと、こんなことからこの施設については次年度から一たん休止の扱いという考えにしたものでございます。施設の跡利用については、今現在は旧社台公民館の中に保管しております遺跡があるのですが、これの出土品の保管庫であるとか、または新たな社会教育の施設としての活用を含んで、さらに検討を加えて協議を進めていきたいというふうに考えております。

議案の説明としては以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま田中教育課長のほうから議案第13号 白老町体育施設の指定管理者について、議案第14号 北吉原はまなすスポーツセンター及び北吉原運動広場の指定管理者の指定について、議案第15号 白老町民温水プールの指定管理者の指定について、また、議案にはありませんでしたけれども、ふるさと体験館森野の指定管理者については次年度から休止の方向という、次年度というのは4月1日ということだと思いますけれども、休止の方向という、そのようなご説明がございました。この内容につきまして、特にこの時点において聞いておく必要のある方はどうぞ。

7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 説明ありがとうございます。4番目の応募資格のところ、②白老町内に事業所を有すること。または、事業所を置くことが見込まれることということは、つまり白老町内に何らかの事務所を置くことがこの応募の1つの条件というふうに、そういう意味ですか。会社をきちんと白老町につくるのか、ただ例えば出張所みたいなものがあるだけでいいですという意味なのか、その辺もうちょっと説明していただければ。

○議長（山本浩平君） 田中教育課長。

○教育課長（田中春光君） お答えします。一般的に事業所を置くという形になると、しかるべき会社であれば登記なり定款なりの中で定めが出てくるのかと、こんなふうに解釈してございます。そういったことが条件になることによって、結果としては法人町民税であるとかそういった部分の対象にもなってくるのかと思っておりますので、想定としてはそういうものを想定しての話でございまして、ただ単に看板だけ掲げるとかそんなイメージのものとしては考えておりません。

○議長（山本浩平君） ほかいかがでしょうか。特にこの場においてお尋ねしておきたいこと、また議案説明の内容がわからない点がございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、質疑なしと認めます。

これをもって議案第13号から議案第15号までの議案説明を終了いたします。

続きまして、日程第4でございます。議案第1号 平成23年度白老町一般会計補正予算（第9号）の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政税務課長。

○財政税務課長（大黒克己君） それでは議案第1号でございます。平成23年度白老町一般会計補正予算（第9号）でございます。今回の補正でございますが、歳入歳出それぞれ7,935万

2,000円の追加でございまして、総額が97億7,339万7,000円となるものでございます。なお、今回債務負担行為の追加と地方債の変更がでございます。

次のページでございます。第1表、歳入歳出予算補正、これにつきましては説明を省略させていただきます。

次の4ページでございます。第2表、債務負担行為補正、今回は追加ということでございますが、まず1点目の北海道市町村備荒資金組合からの学校用複写機購入年賦金、これにつきましては小中学校6校のコピー機の購入のため備荒資金組合の年賦金を使いまして4カ年で支払いをするというものでございます。限度額が318万5,000円でございます。

次に、以下白老町体育施設管理業務から3番目の温水プールの管理業務、この3本につきましては先ほど田中教育課長のほうから説明がございました指定管理業務に係る指定管理料の債務負担行為ということになります。24年から28年度までの5カ年ということで限度額については、毎年協議の上予算額を定めることになっていることから限度額についてはここに記載のとおり各年度予算に定める額ということになってございます。

続きまして、5ページの第3表、地方債補正です。中央通り舗装補修事業とポロト社台線舗装補修事業にかかわる地方債の補正でございますが、この中身につきましては歳出のところで説明をさせていただきますので、ここも説明は省略させていただきます。

それでは、まず歳出のほうから説明をさせていただきます。16ページ、17ページをお開き願いたいと思います。2、歳出。1款議会費、1項1目議会費でございます。説明につきましては、まず左側のほうの款項目、それと次に右側のいわゆる説明内容について、こういう形で今後説明をさせていただきます。議会費につきましては議員報酬等43万7,000円の追加計上でございます。これにつきましては、今年度、今般の議会議員の選挙によりまして職員手当の支給割合の変更に伴いまして職員手当が不足したために議員報酬から不足分を流用してございまして、この不足分を今回補正するものでございます。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費、光ネットワーク管理経費99万8,000円の追加計上でございます。修繕料でございますが、川沿地区に白老宏友会愛泉園の移転がございまして、これに伴って北電の光ケーブルの共架柱17本を移設しなければならないことになってございます。この移設費用につきましては町が負担するという契約になってございまして、この経費を計上するものでございます。なお、その特定財源といたしまして光ネットワーク回線貸付料、これはNTTにその回線を貸し付けている分でございますが、これの増収分を見込みまして77万2,000円、これを特定財源として充てるものでございます。次に、13目交通安全対策費、交通安全対策事務経費9万9,000円の追加計上です。費用弁償でございまして、交通安全指導員の出勤回数の増に伴う不足分の計上でございます。次、14目自治振興費、町内会活動育成経費92万3,000円の減額補正でございます。町内会等に係る補助金の確定による不要額の整理でございまして。次のページに入ります。16目町営防犯灯管理費、(1)町営防犯灯維持管理経費120万円の追加計上です。需要費、光熱水費でございまして、町営防犯灯の電気料の不足分を増額補正するものでございます。次に、2項1目賦課徴収費、(1)国税連携支援システム等導入事

業 186 万 6,000 円の減額補正でございます。定例会 9 月会議 7 号補正におきまして上程しておりますが、国税庁から確定申告にかかわるデータを直接町の基幹システムに入れるというシステムを構築するもので計上したものでありますが、来年 1 月から稼動します新住民基本台帳システム、これに同じような機能が上乘せになったことから当初計上しました 186 万 6,000 円を全額減額するものでございます。

続きまして、3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、(1) 町民生活事務経費、扶助費の火災等被災世帯見舞金でございます。これについては、当初 10 万円を計上してございますが、既に使っていることからさらに 10 万円を計上するものでございます。次に、3 目身体障害者福祉費、(1) 障害者自立支援給付経費 765 万 4,000 円の計上でございます。人工透析患者の増によるものでございまして、財源につきましては国が障害者医療費負担金更生医療分ということで 2 分の 1、382 万 7,000 円、それから道も同じ名称で 4 分の 1、191 万 3,000 円、一般財源が 191 万 4,000 円の財源内訳となっております。さらに、当初一般財源で計上しておりましたが、障害者自立支援対策推進事業補助金 309 万 5,000 円がついたことからこの部分も財源振りかえをすることとしてございます。次に、(2) 障害者支援援助経費でございます。補正額ゼロでございますが、財源振りかえでございます。北海道支出金、道支出金の地域づくり総合交付金が 30 万 7,000 円計上になりまして、これは重度障害者タクシー料金の補助分 2 分の 1 の額でございます。続きまして、(3) 障害者自立支援法円滑施行特別対策事業経費 687 万 4,000 円の計上でございます。この事業につきましては、障害者自立支援法が平成 17 年に施行され、これに伴いまして事業者の運営の安定化、新法への移行等のための円滑な実施を図るため事業者に対して扶助費等を交付する事業でございます。まず、備品購入費でございます。これが補助率 10 分の 10、それから扶助費につきましては道支出金が 4 分の 3、それぞれ財源を充当することとなっております。次に、6 目総合保健福祉センター管理運営費、(1) 総合保健福祉センター管理運営経費 173 万 7,000 円の追加計上でございます。消耗品、燃料費につきましては不足分の計上、修繕料につきましてはランニングマシン、エアロバイク等の修理に充てるものでございます。8 目アイヌ施策推進費、(1) アイヌ文化の保存・伝承・調査研究事業 1,484 万 4,000 円の追加計上です。この事業につきましては、平成 22 年度から 24 年度までの 3 カ年ふるさと雇用再生特別対策事業のものでございまして、その 2 年目ということで当初予算 2,160 万 8,000 円を計上しているものでございますが、今般さらに 1,484 万 4,000 円が追加になったことから同じ事業としてルウンペ、アイヌの着物の制作、10 人で 10 着分を制作するということが計画してございまして、全額道支出金を充当するものでございます。次に、2 項 1 目児童福祉総務費、(1) 訪問型家庭教育相談体制充実事業経費、この事業につきましては家庭教育のために相談員が家庭訪問をしているいろいろな相談を受けるという事業でございまして、当初予算 48 万円を一般財源で計上してございましたが、研修会の事業を今回追加するということが含め 7 月支出分から補助金が出るということになったことから道の家庭教育支援活動事業費補助金 346 万円を充当するものでございます。次に、2 目児童措置費、(1) 子ども手当給付費でございます。4,046 万円の減額補正でございます。本年 10 月からの子ども手当給付額の見直しによ

る減額補正でございまして、財源としまして国庫支出金が 3,813 万 8,000 円の減、道支出金 117 万 9,000 円の減、一般財源も 114 万 3,000 円の減となっております。次のページをお開きください。(2) 子ども手当給付事務経費、これにつきましては子ども手当支給にかかわる事務費分の国庫支出金の交付があったことから今回計上するものでございまして、基本的に返還金を除いては補助率 10 分の 10 でございます。なお、13 節の委託料でございまして、子ども手当システム改修業務委託料というのがございまして、これにつきましては今回の子ども手当の見直しによるシステム改修が必要になってきておりまして、これも全額道支出金の安心子ども基金事業補助金、これが充てられることとなっております。次に、4 目児童福祉施設費、(1) 町立保育園運営経費、補正額ゼロでございまして、財源振りかえで諸収入の保育入所受託事業収入 13 万 6,000 円を振りかえるものでございます。(2) 緑丘保育園運営等経費、これも同様に補正額ゼロでございまして、財源振りかえで諸収入、保育所広域入所受託事業収入 13 万 3,000 円、これを振りかえるものでございます。(3) 白老小鳩保育園運営等経費 2,728 万 2,000 円の追加計上でございます。これにつきましては児童数の増、特に 3 歳未満児の増によるものでございまして、財源につきましては、まず分担金・負担金である保育料、これが 449 万 8,000 円。国庫支出金保育所運営費負担金が 787 万 4,000 円、基準額の 2 分の 1 でございます。道支出金が 393 万 7,000 円、これは基準額の 4 分の 1。それから諸収入としまして、保育所広域入所受託事業収入が 478 万 2,000 円。残りの一般財源 619 万 1,000 円を充当するものであります。

次に、4 款環境衛生費、1 項 1 目地域保健費でございまして。(1) 健診管理事業経費 99 万 4,000 円の追加計上でございます。これは個別勸奨による検診受検促進メニューが今回追加されたことによる計上でございまして、肝炎ウィルスの検診を勸奨によって受けていただくというものでございます。財源としまして道支出金健康増進事業補助金 83 万 8,000 円を充当するものであります。次に、(2) 国民健康保険事業特別会計繰出金 353 万 1,000 円の追加計上でございます。まず、保険者支援分として 90 万 4,000 円の減、保険税軽減分として 22 万円の減、それから運営安定化基準超過費用額協同負担金、これが 465 万 5,000 円の計上になってございます。財源としましては保険者支援分が国が 2 分の 1、道が 4 分の 1、保険税軽減分につきましては道が 4 分の 3、運営安定化基準超過費用額協同負担金につきましては国、道それぞれ 3 分の 1 ずつ、町も持ち出し 3 分の 1 ということになってございます。次に、2 目健康づくり費、(1) 心の健康推進事業 25 万円の追加計上です。自殺者対策に関する研修会の実施を予定しておりまして、財源につきましては道支出金、北海道地域自殺対策緊急強化推進事業補助金を全額充当するものであります。3 目予防費でございまして。(1) H i b (ヒブ) 予防接種助成事業経費 122 万 3,000 円、(2) 小児用肺炎球菌予防接種助成事業経費 21 万 2,000 円、(3) 子宮頸がん予防接種助成事業経費 141 万円の計上でございまして、それぞれ接種人員の増によるものでございまして、財源も道支出金、基本的に 2 分の 1 でございまして、それぞれ充当するものでございます。次のページ、26 ページになります。2 項 2 目公害対策費、(1) 公害対策経費 55 万 4,000 円の追加計上です。備品購入費でございまして、騒音計機器一式を購入するもので、今使っている機器につきましては昭和 56 年購入で既に 31 年経過して精度が落ちているということで

ございます。それから、3目火葬場費、(1)白老葬苑管理経費81万9,000円の追加計上です。燃料費、光熱水費につきましては不足分の増、備品購入費につきましてはFFストーブを1台交換するものでございます。3項2目塵芥処理費でございます。(1)バイオマス燃料化施設管理運営経費2,320万5,000円の計上でございます。燃料費、光熱水費ともに不足分及び価格上昇による単価の変更に基づく追加計上でございます。

次に、6款農林水産業費、1項3目農業振興費、(1)エゾシカ被害対策事業補正額ゼロ、財源振りかえでございしますが、この事業につきましては1頭当たり2,000円の600頭分をハンターに支給するというもので120万円現在計上しておりますが、これに対しまして地域づくり総合交付金経費の10分の2以内という補助額が支給されるということで24万円を振りかえるものでございます。

次のページでございます。7款商工費、1項1目商工振興費、(1)中小企業経済対策支援事業、これは中小企業総合振興資金融資支援金ということで補償料20万円を限度として支援するものでございます。これは昨年度の繰越明許費で200万円当初からあったものでございますが、現在不足しております、さらに200万円を追加するものでございます。次に、(2)商業・観光活性化緊急対策事業補正額ゼロでございます。これにつきましては、今年度の補正予算で440万円の緊急対策事業を行ったところでございます。これに対しまして諸収入、北海道市町村振興協会助成金が100万円充当されることから、これを振りかえるものでございます。

次に、8款土木費、2項1目道路維持費、(1)町道改修事業724万4,000円の減額補正でございます。事業完了による不要額の整理でございまして、まず中央通り舗装補修工事につきましては573万1,000円の減、起債が520万円の減、一般財源が53万1,000円の減です。ポロト社台線舗装補修工事につきましては151万3,000円の減で、起債が140万円の減、一般財源11万3,000円の減となっております。(2)道路施設環境整備事業、これにつきましても不要額の整理、10万6,000円の減額補正となっております。次のページでございます。4目交通安全施設整備費、(1)交通安全施設整備事業420万円の計上でございます。川沿5番通りの歩道新設工事を追加実施するもので財源としまして国庫支出金の特定防衛施設周辺整備調整交付金380万円を充当するものでございます。次に、6項2目住宅管理費、(1)町営住宅管理事務経費207万3,000円の追加計上です。まず、住基システムの変更に伴いまして公営住宅管理システムのプログラム修正に係る経費が121万8,000円でございます。それから移転補償金でございますが85万5,000円の計上で政策空家にするために萩野団地4戸、西団地1戸の5戸分の移転補償金を計上するものであります。次に、(2)町営住宅維持管理経費274万7,000円の追加計上です。備品購入費でございますが美園団地の灯油メーターの更新5棟120戸分を今回更新する経費を計上するものであります。

次に、9款消防費、1項1目常備消防費、(1)緊急消防援助隊派遣活動事業186万円の減額補正でございます。消防隊員の被災地への派遣経費の不要額を整理するものでございます。全額国費も減額となります。次のページであります。4目災害対策費、(1)災害対策経費7万9,000円の計上です。普通旅費を計上するものであります。北海道主催による津波避難計画研

修会北斗市で開催されますが、これの旅費の不足分を計上するものであります。

10 款教育費、6 項 1 目保健体育総務費、(1) スポーツ団体支援事業経費 51 万 9,000 円の計上でございます。第 8 回中学校軟式野球大会白老中学校野球部が滝川へ出場するなど、これを含めて 4 校の応募があり不足分を計上するものであります。7 項 1 目給食センター管理運営費、(1) 給食センター運営経費 180 万 4,000 円の追加計上でございます。燃料費でございますが A 重油及びガス代の不足分の補正でございます。

次に、13 款給与費、1 項 1 目給与費でございます。35 ページになります。(1) 職員等 person 費 2,114 万 8,000 円の計上でございます。まず、給与につきましては今回的人勧の減額あるいは昇格等も含めて 445 万円の追加計上、それから職員手当につきましては時間外手当 1,611 万 3,000 円など、また退職手当組合負担金につきましては負担率の増に伴うものでございます。さらに 19 節の負担金の派遣職員 950 万円の減額につきましては、昨年まで北海道から職員を派遣していただいております、その分の給与分を負担金として支出しております今年度も当初計上してございましたが今回の道職員派遣につきましては北海道の派遣事業に基づくものということで負担金は必要ないということでございますのでこの部分を減額するものであります。

次に、14 款諸支出金、1 項 1 目基金管理費でございます。(1) 各種基金積立金 54 万円の計上でございます。まず、商工業振興基金積立金、ふるさと納税で 2 名の方から 52 万円の寄附がございましたので商工業振興基金に積み立てるものでございます。もう一つはチャリティー演芸大会実行委員会様から 2 万円の社会福祉基金積立ということで寄附がございましたので、これを積み立てるものでございます。

以上で歳出につきましては説明を終了させていただき、次に歳入のほうにまいります。歳入につきましては、特定財源は今の歳出の中で説明をさせていただきますので一般財源のみ説明をさせていただきます。まず、6 ページ、7 ページでございます。11 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税でございます。特別交付税 857 万 7,000 円の計上でございます。これにつきましては東日本大震災に伴う増加需要額の概算交付分ということで既に交付されているものでございまして震災の派遣等による町が支出した分のおおむね 8 割を特別交付税で措置されるということで、この分が概算交付されたことから今回補正するものであります。

次に、10 ページ、11 ページの 1 番下でございますが、17 款財産収入の 2 項 2 目物品売払収入、立木売払収入 10 万 8,000 円でございます。これは森野のホロケナシ分収林における緑のオーナー制度というのがございまして、これで本町が 10 口を保有しております分収木の販売に伴いその割合を町で分収金として受け取るものでございます。

次のページでございます。12 ページ、13 ページでございます。真ん中です。19 款繰入金、1 項 9 目財政調整基金繰入金でございます。財政調整基金繰入金 5,441 万 3,000 円の計上でございます。これにつきましては今回の歳出補正額に対して特定財源を充てた残りの不足分について財政調整基金から繰り入れて充当するものであります。なお、今回この補正によって一応残高につきましては 2 億 4,755 万 6,000 円となるものでございます。

以上で補正予算の説明を終了させていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第5、議案第2号 平成23年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の議案について説明をお願いいたします。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第2号でございます。平成23年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ3,092万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ32億1,117万4,000円とする補正であります。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正につきましては記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明いたします。8ページをお開きください。歳出、2款1項2目退職被保険者等療養給付費、こちらにつきましては過年度分退職者分療養給付費の追加交付に伴う財源振りかえでございます。続きまして、2項1目一般被保険者高額療養費、これにつきましても一般会計から繰り出しを受けてございますので財源振りかえでございます。

次に、4款1項1目前期高齢者納付金、前期高齢者納付金20万8,000円の計上でございます。内容につきましては前期高齢者納付金は65歳から74歳までの被保険者で被保険者間の財政負担を加入数に応じて調整されるもので、今回前期高齢者の医療費増に伴う概算追加納付金20万8,000円の補正でございます。財源は前期高齢者交付金を全額充当するものでございます。

次に10ページをお開きください。11款1項1目償還金3,071万9,000円の計上でございます。全額国庫支出金等の返還金でございます。内容としては1点目として過年度の国民健康保険療養給付費等負担金の額が確定し、超過額国庫負担金2,992万3,000円の返還でございます。もう1点は、過年度特定健康診査等の実施経費に対して負担割合各3分の1で国、道負担金を受けておりましたが実績に基づき額が確定しましたので超過額国庫負担金分39万8,000円、道負担金39万8,000円、計79万6,000円の返還でございます。2点合わせて3,071万9,000円の返還となります。財源は国庫支出金、財政調整交付金療養給付費等交付金を充当するものでございます。

次に4ページをお開きください。歳入、2款2項1目財政調整交付金です。財政調整交付金、国保会計の収支差額見合分626万4,000円の計上でございます。

次に、3款1項1目療養給付費等交付金、過年度分退職者療養給付費等交付金の額が確定したことによる追加交付で2,092万4,000円の増額補正でございます。

次に、4款1項1目前期高齢者交付金につきましては歳出のほうでご説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に、6ページをお開きください。9款1目一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金軽減分353万1,000円の計上でございますが、さきに一般会計のほうの繰り出しの関係でもご説明がありましたけれども、平成21年度分の医療費の増により法律に基づく基準超過費用額の2分の1、465万5,000円の増額と国保安定負担金として保険者支援分90万4,000円の減額、保険税軽減分22万円の減額、合計353万1,000円の補正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。これより議案第2号の議案に関しまして質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第6、議案第3号 平成23年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の議案について説明をお願いいたします。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 議案第3号でございます。平成23年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。今回の補正につきましては歳入歳出それぞれ38万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,605万2,000円とする補正であります。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正につきましては記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明いたします。6ページをお開きください。歳出、1款1項1目一般管理費、後期高齢者医療運営経費8万円の計上でございます。内容につきましては、健康診査の周知及び受診勧奨通知に係る必要経費を計上しております。続きまして、2項1目徴収費、賦課徴収事務経費30万7,000円の計上でございます。内容につきましては保険料納付について年金からの支払いと口座振替の選択ができることを特別徴収者に継続的に周知するための経費の補正でございます。両事務経費につきましてはの財源は北海道後期高齢者医療広域連合交付金を全額充当するものでございます。

次に、歳入4ページをお開きください。歳入につきましては、歳出で説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関しまして質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第4号 平成23年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

須田上下水道課長。

○上下水道課長（須田健一君） それでは、議案第4号 平成23年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。今回の補正につきましては収益的支出、給与費514万3,000円と資本的支出、企業債償還金の386万8,000円を追加補正するものでございます。この補正に伴いまして予算第4条の本文括弧書き中と予算第9条（1）職員給与費の額を改めるものでございます。

それでは、補正の内容についてご説明をいたします。3ページの補正予算説明書をお開きいただきたいと思っております。まず、収益的支出、1款1項1目給与費でございますが、これにつきましては人事異動等に伴い給与費514万3,000円が増額補正となるものでございます。内訳につきましては節に記載のとおり、給料及び手当、法定福利費、退職手当負担金に不足が、そこに記載のとおり生じるものでございます。

次に、資本的支出、1款2項1目企業債償還金でございますが、公的資金補償金免除繰上償還に係る償還分につきまして償還方法の変更、元利均等償還から元金均等償還へ変更となったため変更後償還額が7,855万4,000円となり386万8,000円の不足が生じることから今回増額補正するものでございます。

2ページの実施計画につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

以上で説明終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

日程第8、議案第5号 白老町企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高島企画振興部長。

○企画振興部長（高島 章君） 議案第5号 白老町企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の制定について説明をさせていただきます。新条例の制定でございますので全文朗読いたします。

白老町企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する同意基本計画に定められた法第5条第2項第2号の区域（白老町の区域に限る。以下「同意集積区域」という。）

における地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 1 項の規定による固定資産税の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

（固定資産税の課税免除）

第 2 条 町長は、同意集積区域において、法第 15 条第 2 項に規定する承認企業立地計画に従って企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 20 条の地方公共団体等を定める省令（平成 19 年総務省令第 94 号。以下「省令」という。）第 3 条に規定する施設を設置した事業者（指定集積業種であって省令第 4 条に定めるものに属する事業を行う者に限る。）に対して課する固定資産税（省令第 5 条第 2 号に規定する固定資産税に限る。）について、新たに課すこととなった年度から 3 年度分に限り免除する。

（申請書の提出等）

第 3 条 前条の規定による固定資産税の課税免除を受けようとする者は、毎年 1 月 31 日までに申請書その他町長が必要と認める書類を提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書が提出されたときは、当該申請書を審査し、固定資産税の課税免除をすることが適当であると認めるときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

（固定資産税の課税免除の取消し）

第 4 条 町長は、第 2 条の規定による固定資産税の課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該固定資産税の課税免除を取り消すことができる。

- （1）企業立地計画の承認が取り消されたとき。
- （2）第 2 条の規定による課税免除の要件に該当しなくなったとき。
- （3）事業の廃止または休止があったとき。
- （4）虚偽の申請その他不正な行為により固定資産税の課税免除を受けたとき。
- （5）町税を納期限までに納付しなかったとき。
- （6）その他固定資産税の課税免除をすることが適当でないと認めるとき。

（委任）

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

議案説明でございます。地域による主体的かつ計画的な企業立地の促進等の取り組みを支援し、地域経済の自律的発展の基盤強化を図ることを目的に、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が施行されたことに伴い、事業者及び自治体が受けられることとなった各種支援制度を活用すべく、事業者に対する固定資産税の特例措置を設けるため、本条例を制定するものである。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。これより議案第 5 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

日程第9、議案第6号 白老町企業等立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

高島企画振興部長。

○企画振興部長（高島 章君） 議案第6号でございます。これは白老町の企業等立地促進条例、この条例の一部を改正するものでございます。内容につきまして、議案説明の議6ページをお開きください。この新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。これの改正後でございます。第3条第1号の助成ということで、この第6条の第3条第1号、ここの変更でございます。これは第3条第1号の助成というのは事業所施設、工場だとかそれに付属する建物、それとその中にあります償却資産、そういったものが対象になっているところでございます。この内容にただし書を加える改正でありまして、このただし書というところからアンダーラインを引いている部分を今回追加したものでございます。先ほどご説明させていただきました条例の適用後2年間は本条例が適用する、その旨の改正でございます。議案説明でございますけれども、白老町企業立地の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の規定によりまして固定資産税の課税免除を受けるものについて本条例の適用から除外するものから本条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第10、白老町税条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政税務課長。

○財政税務課長（大黒克己君） 議案第7号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議7-3の議案説明のほうで説明をさせていただきます。まず、本町におけるホテル及び旅館業の今後の国際化に対応した施設整備を促進させるとともに、宿泊施設の新たな誘致や経済不況による撤退を防ぐことを目的に、国際観光ホテル整備法に基づく不均一課税の導入を図るため、本条例の一部を改正するものである。改正後でございますが、62条の

次に、次の1条を加えると第62条の2ということをごさいます、国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル及び登録旅館の業務に要する家屋に対して固定資産の税率を、今本町の税率は100分の1.7でございますが、それに対して100分の70とするもので、これは期限を5カ年ということでごさいます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

日程第11、議案第12号 白老町立特別養護老人ホーム寿幸園の指定管理者の指定についての議案について説明をお願いいたします。

西健康福祉課長。

○健康福祉課長（西 幹雄君） 議案第12号 白老町立特別養護老人ホーム寿幸園の指定管理者の指定についてでございます。この指定についてでございますけれども、寿幸園は民間により指定管理者によって運営されてございましたけれども、この期間が来年平成24年の3月31日をもって終了することから、このたび改めて指定管理していただく業者を公募したところでございます。この公募につきましては白老町内の運営実績のある社会福祉法人を対象に公募を行った結果、社会福祉法人天寿会、1法人の応募となりました。この法人から提出された書類を審査したところ適切に運営されている内容も含めて、この指定管理者にふさわしいということで白老町指定管理者候補選考委員会に提案させていただきました。選考委員会では当該施設の運営が崇高な社会福祉の理念及び優れた経営能力、十分な運営実績があるということで指定管理者に社会福祉法人天寿会が認められた次第でございますので、今回白老町立特別養護老人ホーム寿幸園の指定管理者に社会福祉法人天寿会を提案させていただいた次第でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。これより議案第12号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第12号の議案説明を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上をもって第2回定例会12月会議の議案説明はすべて終了いたしました。

これをもって議案説明会を終了いたします。

（午前11時15分）